

事 務 連 絡
令和4年12月2日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種室担当参事官室

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に係る
定期の予防接種の接種対象者拡大について

今般、11月18日に開催された第41回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、百日せきによる乳児の重症化予防の観点から、百日せきに係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期の予防接種」という。）の接種対象者を拡大する方針が了承されたところである。

ついては、分科会の議論を踏まえた今後の対応方針を下記のとおりお知らせするので、各自治体におかれては、関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 百日せき等に係る定期の予防接種の接種対象者の拡大について

百日せきに係る定期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（4種混合ワクチン）又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（3種混合ワクチン）が使用されていることを踏まえ、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に係る定期の予防接種の接種対象年齢を生後3月以上から生後2月以上に拡大することとする。

また、これに伴い、不活化ポリオワクチンを使用する場合の接種対象年齢についても、生後3月以上から生後2月以上に拡大することとする。

2 接種対象者の拡大の適用時期について

1 でお示しした内容を踏まえて予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）及び「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」を改正し、令和5年4月1日から施行及び適用する予定である。

以上